

政府保証阪神高速道路株式会社債券第3回
発 行 要 項

1. 債券の名称 政府保証阪神高速道路株式会社債券第3回
2. 債券の総額 金105億円
3. 各債券の金額 10万円
4. 社債等の振替に関する法律の適用 本債券は、その全部について社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受ける。
5. 利 率 年1.4パーセント
6. 払込金額 額面100円につき金99円20銭
7. 償還金額 額面100円につき金100円
8. 償還の方法及び期限
 - (1) 本債券の元金は、平成30年3月19日にその全額を償還する。
 - (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に繰り上げる。
 - (3) 買入消却は、いつでもすることができる。
9. 利息支払の方法及び期限
 - (1) 利息は、払込期日の翌日から償還期日までつけ、平成20年11月30日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年5月30日及び11月30日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。
 - (2) 払込期日の翌日から平成20年5月30日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。
 - (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に繰り上げる。
 - (4) 償還期日後は、利息をつけない。
10. 元利金支払保証 本債券総額105億円の元金及び利息の支払については、日本国政府により保証されている。
11. 債務引受 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、本債券に係る債務が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構によって引き受けられた場合、同機構は、阪神高速道路株式会社と連帯して当該債務を負う。
12. 担 保
 - (1) 本債券の債権者は、高速道路株式会社法の規定により、阪神高速道路株式会社の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
 - (2) 本要項第11号に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の財産についても、他の債権者（日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者を除く。）
- に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- (3) (2)の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となる。
13. 申 込 期 日 平成20年3月7日
14. 割当ての方法 応募超過の場合は、本要項第17号の引受並びに募集の取扱者の代表者が適宜割当額を定める。
15. 払 込 期 日 平成20年3月19日
16. 社 債 管 理 者 株式会社みずほコーポレート銀行
17. 引受並びに募集の取扱者
株式会社みずほコーポレート銀行(代表)
株式会社みずほ銀行
株式会社三菱東京UFJ銀行
株式会社三井住友銀行
株式会社りそな銀行
株式会社新生銀行
株式会社あおぞら銀行
株式会社埼玉りそな銀行
株式会社横浜銀行
株式会社静岡銀行
株式会社北陸銀行
みずほ信託銀行株式会社
三菱UFJ信託銀行株式会社
株式会社北洋銀行
株式会社京葉銀行
株式会社東日本銀行
信金中央金庫
城南信用金庫
農林中央金庫
野村證券株式会社（代表）
大和証券エスエムビーシー株式会社
日興シティグループ証券株式会社
新光証券株式会社
岡三証券株式会社
18. 振 替 機 関 株式会社証券保管振替機構
19. 新証券コード JP377530A833